

## 増毛町ベビーシッター費用助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯を経済的に支援するため、保護者が負担するベビーシッター費用の一部を助成するとともに、増毛町補助金交付規則（令和6年規則第1号）に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ベビーシッター 保護者が一時的に児童を保育できなくなった場合に、当該保護者に代わり当該児童の居宅又はベビーシッターの居宅等において保育を行う、次のいずれかの要件を満たす者をいう。

ア 保育士資格所有者

イ 看護師資格所有者

ウ 教員免許所有者

エ 公益財団法人全国保育サービス協会（以下「ACSA」という。）の居宅訪問型保育基礎研修修了者。ただし、平成27年度以降実施したもの

オ ACSAベビーシッター養成（新任）研修及び現任研修修了者

カ ACSAの認定ベビーシッター資格保有者

(2) 児童 ベビーシッターを利用する日に増毛町に住所を有する満6歳に達する年度の末日までの児童をいう。

### (助成金の交付)

第3条 町長は、ベビーシッター費用について、ベビーシッターを利用する保護者に対し、予算の範囲内で増毛町ベビーシッター費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

### (助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。ただし、増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第8号）第4条に規定する特定滞納者は対象外とする。

(1) 増毛町のPR及び地域活性化等を目的に行うイベントの開催又は参加のため、一時的に保育が必要な保護者

(2) その他特別な事情により適当と町長が認めた保護者

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、ベビーシッターが行う保育サービスに係る経費であって、おむつ代等の保育サービスの提供に付随しない料金を除く。

### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、実際にベビーシッターに支払った費用に10分の8を乗じて得

た額を交付する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする保護者は、増毛町ベビーシッター費用助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) ベビーシッターに費用を支払ったことを証する書類
- (2) 保育士等の資格や各種研修を受講したことを証する書類
- (3) 助成金を振り込む口座の通帳の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請及び報告は、ベビーシッターを利用した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに助成金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、交付すべき助成金の額を確定し、増毛町ベビーシッター費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした保護者に通知及び助成金を交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、速やかに増毛町ベビーシッター費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした保護者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、前条第2項の規定による決定を受けた保護者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、同項の規定による決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る助成金を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

増毛町長 様

<申請者(保護者)>

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

増毛町ベビーシッター費用助成金交付申請書

増毛町ベビーシッター費用助成金の交付を受けたいので、増毛町ベビーシッター費用助成事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

なお、増毛町長がこの申請の内容を確認するため、ベビーシッターを利用した児童の住民基本台帳や納税等の状況を閲覧すること及びベビーシッターに問合せすることに同意します。

1 対象児童

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
住所	増毛町		

2 ベビーシッター

氏名	フリガナ	連絡先	
資格等	<input type="checkbox"/> 保育士資格所有者 <input type="checkbox"/> 看護師資格所有者 <input type="checkbox"/> 教員免許所有者 <input type="checkbox"/> 公益財団法人全国保育サービス協会（以下「ACSA」という。）の居宅訪問型保育基礎研修修了者。ただし、平成27年度以降実施したもの <input type="checkbox"/> ACSAベビーシッター養成（新任）研修及び現任研修修了者 <input type="checkbox"/> ACSAの認定ベビーシッター資格保有者		

2 申請期間利用分

年 月 ~ 年 月 利用分

3 申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 助成対象経費 \_\_\_\_\_ 円

5 振込先

金融機関	銀行・信金 農協・漁協			本店・支店 出張所			
	金融機関コード			支店コード			
振込口座	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
	フリガナ						
	口座名義						

【添付書類】

- (1) ベビーシッターに費用を支払ったことを証する書類  
(ベビーシッターの氏名、児童氏名、利用料金・利用日時・利用内容等が確認できるもの)
- (2) 保育士等の資格や各種研修を受講したことを証する書類
- (3) 補助金を振り込む口座の通帳の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

増毛町長

増毛町ベビーシッター費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった増毛町ベビーシッター費用助成金については、下記のとおり交付決定しましたので、増毛町ベビーシッター費用助成金実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

対象児童	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
交付対象期間	年 月利用分 ～ 年 月利用分			
決定金額	_____円			
振込予定日	年 月 日			

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

増毛町長

増毛町ベビーシッター費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった増毛町ベビーシッター費用助成金については、下記の理由により交付しないことと決定したので、増毛町ベビーシッター費用助成金実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

交付しない理由